
重要事項説明書

事業者

〒759-6603

山口県下関市安岡町4丁目14-22

株式会社 ぴーす

電話番号 : 083-227-4256

FAX番号 : 083-227-4257

重要事項説明書

1. 事業概要

事業所名	株式会社 ピーす
所在地	山口県下関市安岡町4丁目14番地22号
電話番号	083-227-4256
FAX番号	083-227-4257
代表取締役	山田 猛
サービス種類	指定福祉用具貸与、指定介護予防福祉用具貸与
介護保険事業所番号	3570104665
通常の事業実施地域	下関市、長門市、萩市、山陽小野田市、宇部市、山口市、防府市、美祢市、北九州市、(離島を除く)

2. 事業の目的

株式会社ピーすが設置する指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕事業所(以下「事業所」という。)において実施する指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護状態(介護予防にあっては、要支援状態)の利用者に対し、適切な指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕を提供することを目的とする。

3. 運営の方針

①事業所が実施する事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な指定福祉用具〔指定介護予防福祉用具〕の選定の援助・取り付け・調整等を行い、指定福祉用具〔指定介護予防福祉用具〕を貸与することにより、指定福祉用具貸与においては、利用者の日常生活の便宜を図り、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。(指定介護予防福祉用具貸与においては、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものとする。)

②事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

③事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

④事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、祝日、8月13日から8月15日、 12月30日から1月3日までを除く
営業時間	午前8時45分から午後5時45分

5. 事業所の職員体制

管理者	須方 悟(専門相談員と兼務)
専門相談員	常勤 5名

6. 利用料について

①レンタルは1ヶ月単位でご利用いただけます。介護保険を適用してのご利用の場合、提供されるサービスの月額利用料金の1割(一定以上所得者の場合は2割または3割)をご負担していただきます。介護保険の適用外の場合及び利用料が介護保険のご利用上限額を超える場合は全額ご利用者様の負担となりますので、ご了承下さい。開始月と終了月のレンタル料は以下の通りです。

レンタル開始月のレンタル料	開始日とその月の15日以前	1ヶ月分の全額
	開始日とその月の16日以降	1ヶ月分の半額
レンタル終了月のレンタル料	解約日とその月の15日以前	1ヶ月分の半額
	解約日とその月の16日以降	1ヶ月分の全額
レンタル開始と終了が同じ月内に行われた場合		1ヶ月分の全額

②介護保険を適用してのご利用の場合、医療機関への入院、介護保険施設への入所等をされた時点で在宅における介護保険適用外となります。当事業所において休止手続きが行われない場合、全額自己負担となる場合がありますので、入院・入所された場合は速やかにご一報下さい。

③レンタル料は利用月毎の利用料を利用月の翌月に請求いたします。尚、支払い方法は、ご利用者様が選択し事業者が承諾した方法とします。

7. 苦情等相談窓口

福祉用具レンタル	株式会社 ピーす	TEL:083-227-4256
	山口県下関市安岡町4丁目14番地22号	FAX:083-227-4257
ケアマネージャー (介護支援専門員)		
福祉用具レンタル (相談窓口)	株式会社 ピーす 山田 猛	TEL:083-227-4256
	山口県下関市安岡町4丁目14番地22号	FAX:083-227-4257
市町村(保険者)の窓口	下関市福祉部介護保険課事業者係 担当者	TEL:083-231-1371 FAX:083-231-2743
	山口県下関市南部町1番1号 受付日時:午前9時00分~午後5時00分(土・日・祝日・ 年末年始除く)	
公的団体の窓口	山口県国民健康保険団体連合会 担当者	TEL:083-995-1010 FAX:083-934-3665
	山口県山口市大字朝田1980番地7 国保会館 受付日時:午前9時00分~午後5時00分(土・日・祝日・ 年末年始除く)	

8. 事故等発生時の対応

事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行うものとします。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

福祉用具レンタル	株式会社 ピーす 山田 猛	TEL:083-227-4256
	山口県下関市安岡町4丁目14番22号	FAX:083-227-4257

9. 衛生管理等について

①従業者の清潔の保持と健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めることとします。

②回収した福祉用具については、パラマウントケアサービス(株)、株式会社ニシケン、日建リース工業(株)、(株)ワキタケアネット、(株)ササキコーポレーションの各社との委託契約に基づく方法により速やかに消毒を行い、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管します。

10. 個人情報の保護について

①事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。

②事業所の従事者(従事者であった者も含む)は、正当な理由がない限り、その業務上または在職中に知り得た利用者ご本人、またはその家族の秘密を漏らしません。

③事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。

11. 虐待の防止

①事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

- (1)虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2)利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3)その他虐待防止のために必要な措置

②事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

12. サービスの提供にあたって

①サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間)を確認させていただきます。変更があった場合は速やかにお知らせ下さい。

②ご利用様が要介護認定を受けていない場合は、ご利用様の意思をふまえて速やかにこの申請が行われるよう必要な援助を行います。又、居宅介護支援がご利用様に対して行われていない場合で必要と認められる時は、要介護認定の更新の申請が、遅くともご利用様が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう必要な援助を行います。

③専門相談員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は全て当事業者が行います。尚、実際の提供では、ご利用様の心身の状況や意向に十分配慮を行います。

④ご利用様の身体状況等踏まえ、貸与予定の商品について機能や特性、貸与価格の異なる商品をご提案し、より最適な商品選定を行います。(ご提案内容について利用計画書と商品選定提案書をご提示します。)

⑤複数提案商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格をご提示し、ご利用価格に関する説明をします。(平成30年10月より記載。)

13. サービス提供の記録

①指定福祉用具貸与の実施ごとに、その貸与の開始日及び終了日、種目及び品名、利用料、福祉用具の使用状況(修理、点検結果等を含みます。)等についての記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から2年間保管します。

②ご利用様は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の回覧及び複写物の交付を請求することができます。

